

明治期の災害情報と記録化

—遠藤允信の情報活動とその背景—

天野真志

Disaster information and documentation in the Meiji period

AMANO Masashi

National Museum of Japanese History, Sakura, Chiba, 285-8502, Japan

Abstract This paper focuses on the recording and transmission of disaster information, and examines the accumulation of disaster information, its trends, and the intentions behind its accumulation through a survey of information records accumulated by individuals during the Meiji period. Endō Sanenobu, the subject of this paper, was active mainly in Kyoto during the Meiji period (1868-1912), and in the course of his activities, he accumulated a vast amount of information records called the *Seizan Manroku* (静山漫録), including records of his investigations of ancient documents handed down in various places and verification records of folk tales and customs passed down in various places. In the course of accumulating such information, he became increasingly interested in disaster information after the Yodogawa river flood in Osaka in 1885, and eventually began to compile a series of *Suiin Hikikai* (酔蚓筆芥) on disaster information as his main theme. The series of information activities by Sanenobu were also supported by the development and diffusion of information media during that period. At the same time, the fact that Sanenobu paid attention to disaster information among various types of information suggests that he regarded disasters as an important turning point in his understanding of national and social changes. Through this information, the reality of people's social perceptions formed by the media will be revealed.

Keywords the Yodogawa river, disaster information, information gathering, historical awareness

はじめに

人びとのなかに災害の記憶は、如何なるかたちで集積され、伝えられていくのであろうか。本稿では、明治期に個人が収集した膨大な情報群を手がかりとして、災害情報の記録化とその歴史的経緯について検討する。

近年の歴史研究では、個人に焦点を当てた研究が盛んに行われる。「エゴ・ドキュメント」¹⁾や「自己語り」²⁾、日記研究³⁾の展開など、一人称による主観的な資料に注目し、過去の個人を主体とした語りを通して社会や歴史経

過を見直す視角は、近年のオーラル・ヒストリー研究⁴⁾とも関わりうる研究潮流ともいえよう。

人びとが様々な認識を形成するために必要となるのが情報である。個人・組織体を問わず、多くの文書群には、それぞれの関心に基づいた大量の情報が集積される。それらの性格や量は多様であるが、入手経路や蓄積形態を見つめるなかで、文書群を形成した家や組織、個人による社会認識や政治意識、さらには歴史認識を理解する手がかりとなることは、多くの研究蓄積が示すところである。

【表1】遠藤允信の略歴

年	西暦	年齢	事項
天保7年	1836	1	3月9日、仙台にて誕生
天保11年	1840	7	仙台藩校養賢堂に学ぶ
安政2年	1855	19	家督相続
文久2年	1862	26	京都へ上り朝廷へ意見書を提出
文久3年	1863	27	閉門
元治1年	1864	28	閉門を許され城番支配
慶応1年	1865	29	城番支配罷免にて川口へ退居
明治1年	1868	33	4月、閉門
			9月、執政就任、降伏謝罪使
			10月、東京に上る
明治2年	1869	34	1月、京都に上る
			4月、東京に戻り待詔院出仕
			11月、仙台藩大参事就任
明治3年	1870	35	2月、東京に上り神祇官出仕
明治4年	1871	36	兼任にて氷川神社大宮司
明治5年	1872	37	大掌典式部寮出仕
明治6年	1873	38	辞任し位記を返上
明治7年	1874	39	都々古別神社宮司
明治9年	1876	41	平野神社宮司
明治15年	1882	47	依願免本官
明治16年	1883	48	宮内省陵墓課勤務
明治19年	1886	50	川口に退隠
明治24年	1891	56	鹽竈神社宮司
明治29年	1896	61	依願免本職
明治30年	1907	62	皇典講究所評議員囑託
			鹽竈神社宮司
明治32年	1899	64	4月20日没

※栗原郡教育会編『遠藤允信翁勤王事蹟』（栗原郡教育会、1923年）による。

社会的関心の所在を示す情報のなかで、災害情報は如何なる位置を占めるのか。周知のとおり、地震や津波に象徴される災害研究は、過去の人びとによって記録された災害観測や経験談を主要な根拠として分析されている。ここで描かれる災害は、主に災害を経験・目撃した当時者の視点であるが、近代以降になると、新聞や官報、写真といったメディアの発達により災害情報が各地へ大量に伝播し、いわゆる報道として拡散されていく⁵⁾。情報環境の変容は、地域を超えた多様な情報収集が容易となり、個人の体験や家・地域による伝承に留まらない災害情報の収集・蓄積が可能となる。こうした状況のなかで蓄積される災害情報には、個人や組織体による災害に対する関心や収集目的が強く反映されることが推測され、人びとの災害観を含む社会認識を理解する手がかりともなるだろう。

かつて筆者は、宮城県白石市に伝来する旧仙台藩重臣「遠藤家文書」の概要を検討し、同文書群の性格が19世紀頃に一つの転機を迎え、同時期の当主である遠藤允信が大規模な整理・改編を実施している可能性を指摘した⁶⁾。特に注目されるのは、允信が後半生において膨大な情報群を蓄積し、そのなかに大量の災害情報を収集している点である。「遠藤家文書」中における災害情報は、允信による社会的関心として、災害という存在が重大な位置を占めていることを示唆し、これらの検討を通して

近代社会における災害観の一形態を提示することが可能となろう。そこで本稿では、遠藤允信という個人による情報活動とその過程における災害情報の受容に注目し、災害情報の記録化とその背景について検討してみたい。

1. 過去への関心と情報活動

まず、遠藤允信の来歴と彼の活動に関する特徴を確認しておきたい。遠藤允信は、天保7年（1836）に仙台藩宿老の家に生まれ、遠藤家第12代当主として幕末・明治期を過ごす。允信については、主に幕末期における活動に注目が集まり、仙台藩における「勤王家」として古くから認知されてきたが⁷⁾、明治期以降の活動については必ずしも明らかでない。

明治期における允信の活動を概観すると、主に政府による神祇政策の担い手という性格が看取される⁸⁾。その過程で特徴的であるのが、歴史的経過への関心とその探求である。例えば明治29年（1896）1月、当時鹽竈神社宮司を務めていた允信は、宮城県知事勝間田稔に対し、次のような意見を提出する。

（略）過般当社へ御参拝之節、塩竈保存之儀ニ付聊鄙見ヲ貴聴ニ相達候処、右ニ付当社草創之来由又歴朝奉幣等之年紀取調差出可申旨御訓示承候ニ付、爾来調査候処、何分諸説紛雜シ輒ク断案ヲ下シ難ク候得共、就中正確ニ庶幾キ部類ヲ抄出シ、且間ニ愚説ヲ挿入シ尊覧ニ相備候、何卒可然御酌量御熟考之程只管奉希望候、尤不文極マル取調方ニ候間、御不鮮了之条項ハ口頭ヲ以説明可申上候ニ付、御都合次第御召喚被下置度、予而此段奉願候也

明治二十九年一月十八日

塩竈神社 遠藤允信

知事勝間田稔殿 閣下⁹⁾

允信は、鹽竈神社の「保存」に関して勝間田へ意見していたようであるが、それと並行して、「諸説紛雜」する由緒を「正確」にするための活動を行っていた形跡がうかがえる。こうした取り組みは、早くから実施されており、明治17年（1884）には、熊野座神社宮司田村知奥の求めによって『紀雲 熊野神社略徴』と題する熊野神社史を編纂し、同社の由緒を調査している¹⁰⁾。このように允信は、長い年月が経過することで不明瞭となった神社の由緒や歴史過程をあるべき姿へ正そうとする指向性を有していた。こうした活動は、社史編纂に留まらず、神社をとりまく慣習などに関与することもあり、それ故に地域住民との対立

に発展することもあったようである¹¹⁾。

これらの活動に関連して、允信の歴史に対する関心を指摘することができる。允信は、平野神社宮司を務めた明治10年代頃を契機として各地域に伝来する「古器旧籍」に注目し、それらを調査・保存する必要性を主張している。ここでの允信の主眼は、後世に「維新ノ善美」を継承することにあったが¹²⁾、過去の多様な記録に対する継承の指向性は、当該期以降における允信の活動として特徴的である。

允信は、明治32年(1899)に没する。64年におよぶ彼の人生を概観すると、幕末仙台藩の政治方針をめぐる運動を展開した前半生に対し、後半生には維新时期以降の神祇政策を担う実務家としての性格を見出すことができる。そこでは、「善美」と位置づけた明治維新とその前提となる過去の事蹟に注目し、允信の観点に基づく歴史叙述と「古器旧籍」の継承が指向されていた。

2. 情報の集積と災害情報

2.1 『静山漫録』の蓄積

日記を残さなかった允信の具体的な行動や認識を把握するのは容易ではない。その一方で允信は、明治3年(1870)頃から『静山漫録』と称する情報録を認めるようになる。「静山」とは允信の号の一つであるが、長年にわたって集積した膨大な情報録は、允信の社会的関心や活動経緯を理解する上で貴重な存在である。明治22年(1889)に至る情報を蓄積した『静山漫録』は、現存する最終巻は79巻であるが、遠藤家文書中には68冊の現存が確認できる。

『静山漫録』に収録される諸情報は多岐にわたり、記載内容の詳細やその収集経過などについては、改めて別に検討する必要があるが、ここでは記載内容に関するいくつかの特徴を指摘しておきたい。

1点目は、自身の活動に関する備忘である。これらの情報は、允信が神祇官に出仕していた時期に限定される。明治3年12月、允信は「鎌倉宮除夜元旦御祭典為奉仕ノ参向」を命じられるが、『静山漫録』には参向の手続きに関する記録が認められている。また、その記載に続いて、同時期と思われる神祇官での允信の活動を示す記録が確認される¹³⁾。『静山漫録』中で、允信自身の活動を記録したものはこれ以外に確認できないため、記載経緯を理解するのは容易ではない。ただ、明治3、4年段階での記載がこれのみに留まることや、その後記載が

再開されるまで数年の空白が存在することなどを踏まえると、『静山漫録』は当初日記や備忘録としての蓄積を想定していた可能性が推測される。

次に、歴史書等からの抜粋記事である。これらの記録は『静山漫録』1巻から3巻に集中しており、周辺の記事から明治11～14年頃に収集されたものと推測される。収録情報は、一貫性がないようにも見えるが、2巻に収録された『日本三代実録』巻46の抜粋を見ると、

同書四十六 元慶八年九月条下ニ云、廿一日戊寅 授 中略 淡路国従五位下湊口神久度神並従五位上

と引用されており、「久度神」の箇所を朱書きで囲った上で、

平野神社第二殿ノ祭神ト同名ナリ、参考ノ為メ之ヲ記載ス

と朱書きによる注記がなされている¹⁴⁾。すべての抜粋が該当するか確証はないが、こうした記事の収集には、関わりのある神社の縁起を把握する思惑も看取される。

第3の特徴としては、先述した允信の古器旧籍保存に関わる記載である。これらの情報は、『静山漫録』の大部分を占めており、允信が京都滞在中に精力的な調査活動を実施していたことを示している。例えば、『静山漫録』43巻には、近世後期の好古家として知られる藤貞幹が収集した旧物を、允信が追跡して調査した記録が収録されている。貞幹は、寛政2年(1790)に御所が新造された際に納められた鎮札を調査し、精巧な模写と札の検証をおこなっていたようである。この記録について允信は、

此原本ハ貞幹氏ノ自写ナリシヲ山田以文翁所蔵セリ、然ルヲ余曾孫以輔氏ヨリ借覧ノ序縮写セル者ナリ

明治十六年六月三日

酔虬屋士¹⁵⁾

と、貞幹の記録を所蔵する貞幹の弟子である山田以文の子孫宅を訪問し、貞幹の記録を借覧して筆写している。また、明治11年(1878)には、「京都府平民水荃氏所蔵」である承久3年(1221)具注暦を閲覧・模写したものを『静山漫録』2巻に収録している¹⁶⁾。

こうした調査活動では、京都周辺に在住する個人宅を訪ねることが多く、主に古文書などの文字情報を中心に調査・筆写している。その傾向を象徴するものとして、京都府上京区での古文書調査が挙げられる。明治10年

代後半から20年頃と推測されるこの調査のなかで、允信は、「京都府下上京区第五組室町頭町藤木伊平方ニ保存セル十八通ノ御朱印ト称スル古文書」を閲覧している。これらは元亀期以降の織田信長および豊臣秀吉が在京中に発給した朱印状であるが、允信は古文書の筆写とともに次のような意見を残している。

因云、京都ニハ往古ヨリ上京・下京ノ名称アレトモ、中京ト唱ルコトナシ、今世上中京ト唱来ルハ二条東側ヨリ四条北側迄ノコトヲ差セリ、然レトモ、是ハ市民ノ私称ニシテ公称スヘキ者ニ非ス、偕上下京ニ親町ト云コトアリテ、大年番・大行事・加番・本番ト云ヘル役有リ、毎年年番ナル者一名年頭ノ賀儀トシテ献物シ、江戸將軍家ヘ拝謁セリ、且イカナル所以ニヤ、上京ノ年番ハ剃髪スル例也トソ、又兩京ニハ織田・豊臣家以来徳川代々將軍ヨリノ朱印状ヲ賜ハリ其他ノ旧記類共ニ大年番町ニ於テ保守シ居レリ、右十八通ノ外、古文書四十八通並古記録数部、今ニ伝ル処ト云ヘリ¹⁷⁾

允信は、「中京」という地域の呼称が「市民ノ私称」であり公称すべきものでないとの主張を展開している。ここで実施された古文書調査は、時の為政者から発給された朱印状が、「上京」ないし「上京・下京」に宛てられたものであり、公的な呼称として「中京」が用いられていないことを把握するものであったとも理解される。允信による一連の調査には、慣習として地域住民が醸成してきたものと、為政者等が規定してきたようなものとを判定する目的がうかがえる。

歴史的経過を古文書の調査・筆写によって証明し、保存・伝承する思惑は各所で確認される。また、允信の同時代的な記録も対象とされ、藤田東湖や木戸孝允書翰なども収録されている¹⁸⁾。

古文書調査と関連して膨大に収録されるのが、各地での慣習や俗説類である。第4の特徴として挙げられるこれらの情報群は、古文書調査の過程で見聞した伝承などと推察され、「相州大山除夜豆蒔之事」¹⁹⁾といった風習に関わる情報から、「蠅ヲ駆除スル方法」²⁰⁾などのように日常生活における知恵に至るまで、多岐にわたる。允信は、こうした情報に対し、例えば孔雀の羽毛に有毒の説があることについて諸書を照合して「孔雀ノ毒鳥タルヤ疑フヘカラス」と指摘するように、各地に伝わる俗説を検証している²¹⁾。

以上のように『静山漫録』は、允信の後半生期におけ

る多様な関心を中心に、彼が検証し伝承すべきと認識した諸情報を記録化した媒体と捉えることができる。允信の調査活動として特徴的なのは、古文書調査に代表される文字情報に対する強い関心である。この特徴は、多様な記録を通して過去を検証し、俗説を廃した允信にとって正統な歴史像の提示を目指す営為として捉えることができるだろう。

2.2 『静山漫録』と災害情報

允信の関心に基づいた『静山漫録』を、災害情報の観点から概観してみると、明治10年代前半期頃までは、災害に関する情報は極めて限定的であり、近世期に畿内・江戸で発生した地震・台風記事が散見される程度である。これらの記載を見る限り、允信は歴史的経過のなかにおける災害情報にそれほど関心を寄せていたとは言いがたい。しかし、明治18年(1885)を画期としてこうした傾向に変化が確認される。

明治18年6月、長雨に加えて15日から17日にかけて発生した豪雨が大阪付近を襲い、枚方近辺を中心に淀川堤防が決壊する。さらに、6月下旬にも豪雨が発生し、7月2日に淀川およびその支流各所で堤防が決壊し、枚方から下流にかけて大阪市街を含む大規模な浸水被害をもたらした²²⁾。当時允信は、宮内省陵墓課に勤務していた関係で京都に在住していたが、京都に接する淀川の氾濫に対して非常な関心を寄せている。それを象徴するように、『静山漫録』62巻では、その半数近くが淀川洪水の被害に関する情報であるとともに、残りの記載も同年7月から8月にかけて発生した全国の洪水被害に関する情報である。「宮内省支庁」とある野紙の反故を用いて製作された同巻は、①「静山漫録 六十二 壬難彙事」、②「明治十八年八月漫録 壬難彙事 第二」、③「壬難彙事 第三」の表題をもつ3部が合綴されるかたちで構成されている。

①は、6月18日から降雨と淀川の出水状況、その後の堤防決壊から大規模被害に至る経過が収録される。情報元は明記されないが、7月に至る一連の被害に関する人的・物的被害と救済活動の状況について詳細に記録している。また、大阪の被害に留まらず、京都や滋賀、さらに福井・長野・富山県といった同時期に豪雨被害を受けた地域の情報も収録している点は特徴的であろう。全体の記載情報は、允信の主観によるものではなく、官報や新聞等の情報を写し取った内容と推測されるが、①の奥書として、允信は次のような記述を加えている。

近古ヲ考ルニ、明暦丁酉江戸ノ火、天明戊申ノ京師ノ火ノ如キハ、災ノ最大ナル者トス、特水ニ於テ古史裁する処多シト雖、今年六七月二回ノ難ノ如キ未曾テ其比アルヲ聞ス、予此際京師ニ寄留シ、宮内省支庁ニ奉務セリ、故ニ官報及各衙ノ信書ヨリ諸新聞或ハ雑報ノ類ニ至ル迄、日々目ニ触ル者少カラス、就中ハ官吏ノ實地ヲ巡視シテ来リ、親ク該況ヲ説クヲ得ルコト往々アリ、仍テ此等細大ノ事項ヲ蒐メテ漫々手録スル右ノ如シ、惟ニ東方二百三十六里ニアルノ縣ニシテハ、西国畿内近国ニシテ如何ナル變有テ人民如何ナル慘状ニ陥ルヤ否ヤヲ委知スルノ便ナキヤ必セリ、故ニ此冊子ヲ郵送セリ、宜熟看シテ当地ノ情態ヲ想像有テ、官ノ民ヲ治ルニ如何ナル術アルヤ、其心ヲ得ルニ如何ナル略アルヤ、自ラ監ミル処アレカシ、然レトモ、予五十凡テ事ヲ勉ムルニ懶クシテ、訂正・浄書スルノ気力カ衰タリ、若シ他日間暇アラハ、予カ意ヲ紹テ本文ノ叙次ヲ訂シ、誤謬ヲ正シテ精書ヲ竟ルコトアラハ、即後年ノ一小歴史トモナラン歟

明治十八年七月漫稿

正七位 遠藤醉蚓²³⁾

允信は、居住する隣接地域での2度にわたる大規模な水害を前に、一連の被害状況を官報や「各衙ノ信書」さらに新聞等から収集することを企図する。允信は、これらの情報を、被災地の状況を詳細に把握しきれないであろう「東方」に郵送し、「官ノ民ヲ治ルニ如何ナル術アルヤ」を勘考する素材を提供しようとしている。

②に関しても同じく6月から7月における各地の被害状況に関する情報であるが、ここでの対象は東京府や千葉県、山口県、宮崎県など広域的な情報群であり、電報等の情報を中心に収集されている。③は、冒頭に「官報抄出」とあるように、6月19日から9月12日に至る官報の抜き書きである。ただ、奥書部に允信の跋文が添えられており、允信の災害に対する認識がうかがえる。

抑壬難中最甚ク害ヲ被レルハ大阪府下トス、該府下中最甚キハ河内国トス、而シテ堤防缺決ノ最甚キモ亦同国茨田郡枚方トス、随テ修治ニ人力ヲ費スノ夥多ナルモ亦此地ニ止テ近古其儔ヲ見ス、凡川流細大ノ殊ナルアリト雖、何レノ国ニシテカコレ無ラン、苟モ川流アルノ地ハ、何レノ時ニカ水害ナキヲ保ンヤ此篇ヲ看ル者、徒ニ向岸火視セス、無事ノ日ニ當テ宜ク意ヲ用テ可ナリ、而シテ彼ノ枚方ノ修堤スルニ

於ルヤ、僅ニ七十余日ニシテ、全ク成ヲ聞ケリ、是ヲ曩ニ徳川氏当路ノ寸、八閏月ヲ経過シテ竣功ヲ見ルト、其遅速如何ソヤ、コレマタ以時勢ノ變遷ト人ヲ為ノ巧拙トヲ伺察スルニ足レリ、然レトモ其果シテ堅牢ナルヤ否ニ至テハ、俄ニ之ヲ判シ難シ、年所ヲ経テ后、其実況自ラ著ハルヲ待ヘキ者歟、故ニ今輒クコレヲ論セス、唯爾ク災ノ最大ナルモ人工能ク疾ク復脩スルノ効ヲ慶賛シテ禿筆ヲ茲ニ擱ク耳

明治十八年九月十八日

宮内省支庁奉務

正七位酒巧叟醉蚓漫稿

允信は、近世時と比較して極めて迅速な堤防修繕工事に感嘆しているが、同時に「川流アルノ地」では、今回のような大規模水害が起こりうることを指摘し、対岸の火事としてではなく日頃から十分に備えておく必要性を提言している。この記載において允信は、淀川洪水を教訓として認識し、将来想定される各所での災害に備える警鐘として、漫録に収録した情報を位置づけている。①では喫緊の情報共有として集積したことがうかがえるが、③に至る収集と『静山漫録』62巻としての編集を経て、彼の淀川洪水情報群は、将来の災害に備えた啓発として位置づけられていったと考えられる。

この後の『静山漫録』には、収録情報に変化が確認される。すなわち、これまで通り古文書類の調査記録が集積される一方で、各地で発生した災害情報が集中的に集められるようになる。明治21年(1888)に磐梯山が噴火すると、その関連情報が収集され、同年に発生した岐阜県水害とともに『静山漫録』63巻に集約される²⁴⁾。翌年には各地で水害や地震が発生していたが、允信はそれらに関する情報を精力的に収集し、九州地方の水害記録に特化した『静山漫録』64巻²⁵⁾、奈良県十津川筋水害を収集した『静山漫録』65巻²⁶⁾、熊本地震記録の『静山漫録』66巻²⁷⁾、宮城県内各所における風水害の『静山漫録』69巻²⁸⁾、がまとめられている。

さらに、明治19年以降の情報を記載した『静山漫録』には、様式上の変化も確認される。すなわち、それまでの『静山漫録』には、明治3、4年時の記録を除いて反故や雑紙が用いられていた。しかし、明治19年以降分に関しては反故紙が用いられなくなり、かつ災害記録を収録した前述の4冊については、縦帳の形式にて装丁されている。この変化を考えるために、允信の記録に対する意識を確認しておきたい。

『静山漫録』18巻に、京都賀茂社に関する記載が収録される。その経緯について、允信は漫録のなかで次のように

記している。

漫録十六綴ヨリ此所ニ至レル間ノ者、都テ京都稲山ノ祠官秦親典朕翠館筆録中ヨリ抄出シテ記セサモノ也、原書ハ京師出水西洞院西ニ入ル骨董店士族山本道誠ヨリ購得セシモノニテ、是亦残欠ナリキ、親典ハ稲山中ニ住テ、有識ヲ以称セラレシ人ナリト伝聞フ、且原書モ予カ如ク多クハ反故ヲ用ヘテ録セン有ナルカ故、秘蔵スヘキ体ノ者ニ非レハ、抄録シテ再タヒ紙屑商ノ手ニ附シ、筆紙ノ資ヲ補ヘリ、予カ所録モ又他日鼻拭紙トナランコトモセリ、人間万事人力車呵也²⁹⁾

允信は、京都の骨董店で「朕翠館筆録」なる記録を購入し、そのなかからいくつかの記載を『静山漫録』に転記する。その際允信は、購入した筆録が反故を用いて認められていたため、「秘蔵スヘキ」ものではないと判断し、抄録の後紙屑商へ売って筆紙の資金に替えたという。ここで留意すべきは、反故を用いた記録物自身は保存すべき対象ではなく、情報を保管する一時的な媒体という認識である。反故によって記録されるものは、允信にとって情報を抽出すればその媒体自体を保存する必要性はないと判断しており、それ故『静山漫録』への転記が完了した時点で原書は紙屑商へ手渡している。一方で、これらの情報を収録した『静山漫録』も反故によって構成されているが、この点は允信も認識しており、「予カ所録モ又他日鼻拭紙トナラン」と、『静山漫録』自体の継承に関して、必ずしも固執しているわけではない。允信は反故によって構成される記録の永続的保存は想定しておらず、別に情報が転記されるまでの時限的な存在として位置づけている形跡が確認される。以上の認識を踏まえると、『静山漫録』の料紙や様式の変化からは、収録した災害情報を重視するとともに、媒体を含めた継承的意図を目指したものと理解できるのではないだろうか。抽出・抜粋といった部分的情報としてではなく、体系的な情報群として災害情報巻の継承を指向する允信の意思が、こうした変化のなかからうかがえるだろう。

3. 記録される災害

3.1 災害情報集としての『酔蚓筆芥』

前章では、允信による『静山漫録』とそのなかにおける災害情報の位置について確認した。特に、明治20～22年に収集・収録された災害情報については、該当する『静山漫録』そのものを体系的な情報群として位置づ

けようとする允信の指向性を指摘した。一方で、允信が災害情報に関心を抱いた契機ともいえる明治18年淀川洪水関連情報群については、宮内省支庁の反故を用いて『静山漫録』62巻としてまとめられていた。この点に関して想起されるのは、同巻①の跋文に允信が記した、「若シ他日間暇アラハ、予カ意ヲ紹テ本文ノ叙次ヲ訂シ、誤謬ヲ正シテ精書ヲ竟ルコトアラハ、即後年ノ一小歴史トモナラン歟」の一文である³⁰⁾。允信は、この情報群を稿本と認識し、将来的に編集を加えることで「後年ノ一小歴史」へと展開させる意思を示していた。

この時の意思を結実させた媒体として位置づけられるものが、『酔蚓筆芥』である。「酔蚓」とは允信のもう一つの号であり、『静山漫録』同様允信の情報活動を示す存在である。『酔蚓筆芥』という書名によって製作されたものは、「遠藤家文書」に22冊が確認され、表紙・題簽をとともう四ツ目綴にて装訂されている。

『酔蚓筆芥』の特徴として第1に指摘できるのは、収録情報の多数が災害情報である点である。同書の対象とする時期は、『静山漫録』収録分以降の情報であり、明治24年(1891)濃尾地震や明治29年(1896)明治三陸地震が多くを占める。そのなかで注目されるのが、明治18年淀川洪水の情報群であり³¹⁾、内容としても『静山漫録』62巻を編集した内容となっている。この点は、淀川洪水の記録が、備忘・速報として集積された『静山漫録』から、継承すべき媒体として『酔蚓筆芥』への変換がおこなわれたものと理解できるだろう。

『酔蚓筆芥』に移行された淀川洪水の情報群を見ると、『静山漫録』に見られた跋文や注記など、情報収集に関する允信意思が削除されていることが分かる。この特徴は他の情報にも概ね共通する点であり、濃尾地震や明治三陸地震に関する情報群でも、自らの意思は極力介在させず、情報の集積に特化している。また、情報源は明記されないが、内容から大半が官報や新聞からの引用と推測され、統計記録や挿絵などは新聞類から切り抜いて添付されている。新聞等のメディア情報を主要な情報源とした背景として、当該期に允信が宮城県に退隠していたことが挙げられる。明治24年からは鹽竈神社宮司を務めるが、宮内省支庁という官職を離れたことにより、淀川洪水時に見られたように勤務場所からの情報収集ができなくなったことが、こうした情報の変化につながっていると考えられる。当該期の新聞を主体とするメディアの広がりや、官職離職後における允信の情報活動を支え

る役割を果たしている。

ところで、淀川洪水期頃より災害メディアの新たな媒体として災害写真が登場し、災害情報発信の重要媒体として普及すると言われる³²⁾。しかし、允信による『酔蚓筆芥』にはそうした視覚情報はほとんど収録されず、文字記録を主要情報として構成している。文字記録を重視する傾向は、允信の情報収集において一貫しており、允信の記録に対する認識をうかがうことができる。

3.2 『酔蚓筆芥』の目的と記録化の意思

『酔蚓筆芥』は、明治24年以降の災害情報を主要な対象にまとめられているが、現存する22冊の収録情報を俯瞰すると、災害情報に限らない諸情報も散見される。最後に『酔蚓筆芥』の目的を検討し、允信による記録化の思惑について考えてみたい。

表2は、『酔蚓筆芥』の題簽が付された冊子に収録される情報をまとめたものである。『静山漫録』と違い、『酔蚓筆芥』には巻数が明示されていないため、表中では便宜的に冊番号を付している。22冊に137件の情報が収録されているが、その内訳をみると、約7割に相当する97件が災害情報となっている。特に鹽竈神社宮司時代に経験した明治三陸地震津波に関する情報は豊富であり、宮城県を中心としつつも周辺地域の被害状況も含めて幅広く収集し、被害の全容を把握しようとしている。

報道記録を丹念に調査して収録する目的について、明治三陸地震津波の情報を収録した『酔蚓筆芥』のなかで、允信は跋文に次のようなコメントを付している。

今回東北各地大震ニ際シ、諸方如織ノ報道精粗詳略、互ニ交錯シーヲ取テ信ヲ措キ難シ、故ニ重複ヲ厭ハス、更ニ各報ヲ蒐メ摭テ左ニ録シ、他日ノ参照ニ便ス³³⁾

すなわち、各所で災害情報が氾濫し、報道が錯綜することで、允信のなかで情報に対する信憑性に疑義が生じている。そのため、多様な報道を広く収集することで参照の基盤とすることが示される。允信によるこの認識は、メディアの普及によって生じる情報受容の課題を確認することができよう。新聞に代表される近代メディアの発達、遠隔地の事象を含めた多様な情報を個人でも入手することを可能にした。その一方で、不特定多数に向けて発信された情報を個人が手にする場合、膨大な情報を処理する能力が問われることになる。特に災害情報という速報性の高い情報の場合、通常以上の情報量が想定され、允信自身も情報の信憑性を判断する処理に苦慮して

いることがうかがえる。

一つの情報録として『酔蚓筆芥』を捉えようとした場合、災害以外の情報の位置づけを考える必要がある。『酔蚓筆芥』について、允信の思惑を確認することはできないが、表2を俯瞰すると、各地で発生する暴動や政治家の負傷や襲撃事件、さらに大津事件といった事件が収集の対象とされていることが分かる。これらを踏まえると、国家の動揺をもたらす危機や騒動という共通性を見出すことができ、允信の国家や社会の危機意識とその記録化を指向する媒体として、『酔蚓筆芥』を位置づけることができるだろう。

おわりに

明治10年代頃から、允信は国家や社会の危機に対して強い関心を抱いていたようで、それを象徴するように、彼は災害や戦争に対する寄付金活動を行っている³⁴⁾。明治12年(1879)の京都におけるコレラ流行への衛生予防金寄附³⁵⁾を端緒とする允信の寄付金活動は、その後明治18年の淀川洪水や濃尾地震、日清戦争軍資金献納などにおよぶ。身近な空間での危機への対策として行われた活動は、やがて広域にわたる危機への関心へと発展し、その活動と連動するかたちで情報収集が展開している。こうした社会的関心の拡大については、近代社会における情報メディアの発展・普及が大きな役割を果たしていることは疑いない³⁶⁾。こうして発展したメディアを享受するなかで、允信は社会の危機に大きな関心を抱き、最終的には『酔蚓筆芥』という媒体により記録の蓄積を指向するに至る。

個人の記憶における災害に注目し、災害情報が記録化されることの意味を課題とした本稿では、遠藤允信という人物によって集積される災害情報の意味を検討してきた。允信が『酔蚓筆芥』として蓄積した諸情報は、おそらくはその大半が新聞等に掲載された情報である。自らが調査して古文書記録の把握と集積を指向した『静山漫録』と違い、メディア情報を中心に筆写した一連の災害・騒動の記録は、それぞれは決して独自性の高い情報ではない。しかし、遠藤允信という一人の人物が蓄積した記録群としてこれらの情報を見た場合、彼の社会認識や歴史意識のなかにおける災害の位置を見出すことができるのではないだろうか。災害情報を受容した允信は、国家・社会を揺るがす危機として災害を認識し、その実相を記録・伝承する目的から後半期における『静山漫録』や『酔蚓筆芥』の編集を推進していた。一連の情報群を誰に向

けて継承しようとしていたのか、具体的な対象は示されない。ただ、淀川水害の情報収集時に確認されたように、允信の記録意識には、集積した災害情報をとおして被災地の現状を他者に示し、その時期に発生した問題への対処を促そうとする指向性も看取される。この点は、『静山漫録』の集積にも通底する意識であり、古文書調査とその記録化に関しても、允信は社会変容に伴う古器旧籍の消滅に危機感を抱き、その対処に向けた問題提起を指向していた。こうした点を踏まえると、『酔蚓筆芥』の編集は、災害に特化した、允信の社会的危機に対する問題提起を意識した活動であったとも捉えられよう。

晩年に允信は、『静山漫録』や『酔蚓筆芥』を含む「自著書目」を甥の中嶋信成に託しているが、その時の契約書で允信は、自らの著述について、今後所有者の変遷があったとしても「自由貸借看読スルニ於テ不可有支障」と、自由な閲覧・貸借を求めている³⁷⁾。こうした点からも、允信による記録活動を、社会現象を記録化し歴史的事象として災害情報を継承する指向性と捉えることができるだろう。

注

- 1) 長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』（岩波書店、2020年）。
- 2) 渡辺浩一・Harding, Vanessa編『自己語りと記憶の比較都市史』（勉誠出版、2015年）
- 3) 田中祐介編『無数のひとりが紡ぐ歴史』（文学通信、2022年）、福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』（ミネルヴァ書房、2022年）など。また、三上喜孝・内田順子編『REKIHAKU 特集・日記がひらく歴史のトビラ』（国立歴史民俗博物館、2021年）や『歴史評論』874（2023年）での特集「日記の歴史学—その新たな可能性」など、日記研究に対する関心は高い。
- 4) 大門正克『語る歴史、聞く歴史』（岩波信書、2017年）など。
- 5) 北原糸子『磐梯山噴火』（吉川弘文館、1997年）、同『メディア環境の近代化』（御茶の水書房、2012年）など。
- 6) 天野真志『記憶が歴史資料になるとき』（蕃山房、2016年）、同「一九世紀における古文書調査と記憶継承」（湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版、2017年）、同「明治期の遠藤允信と思想・文化」（『白石市文化財調査報告書60 伊達氏重臣遠藤家文書～幕末・明治篇～』白石市教育委員会、2019年）。
- 7) 栗原郡教育会編『遠藤允信翁勤王事蹟』（栗原郡教育会、1923年）。
- 8) 明治期における允信の活動概要については、前掲（6）天野論文（2019年）を参照。
- 9) 遠藤允信「志波彦・塩竈両神社之部 古社調概稿」（『遠藤家文書』E1-2-68-4、個人蔵、宮城県白石市寄託）。
- 10) 『紀雲 熊野神社略徴』（『遠藤家文書』E1-2-68-9）。
- 11) 一例を挙げると、明治二八年一二月、鹽竈神社宮司時代に允信は、同社氏子一同から更迭願を突きつけられるが、その理由は、允信の宮司就任以来、氏子たちが重視していた祭礼行事を「氏子私祭ト看做シ、全ク之ヲ度外視シテ顧ミス、古来の典例ヲ擅マ、ニ廢絶」してきたためであったという（『遠藤家文書』E7-2-16-2）。
- 12) 前掲（6）天野論文（2017年）。
- 13) 『静山漫録』1（『遠藤家文書』E1-29-3）。
- 14) 『静山漫録』2（『遠藤家文書』E1-29-2）。
- 15) 『静山漫録』43（『遠藤家文書』E1-10-7-3）。
- 16) 前掲註（14）。
- 17) 『静山漫録』52（『遠藤家文書』E1-8-89-3）。
- 18) 『静山漫録』32（『遠藤家文書』E1-14-2）。
- 19) 『静山漫録』9（『遠藤家文書』E1-29-9）。
- 20) 『静山漫録』3（『遠藤家文書』E1-29-1）。
- 21) 同上。
- 22) 明治18年淀川洪水については、『枚方市史』4（枚方市、1980年）、『新修大阪市史』5（大阪市、1991年）、片桐正彦「明治18年の淀川洪水と北河内」（『京都歴史災害研究』18、2017年）などによる。
- 23) 『静山漫録』62（『遠藤家文書』E1-6-2-6）。
- 24) 『静山漫録』63（『遠藤家文書』E1-6-2-1）。
- 25) 『静山漫録』64（『遠藤家文書』E1-6-2-7）。
- 26) 『静山漫録』65（『遠藤家文書』E1-6-2-8）。
- 27) 『静山漫録』66（『遠藤家文書』E1-6-2-9）。
- 28) 『静山漫録』69（『遠藤家文書』E1-6-2-4）。
- 29) 『静山漫録』18（『遠藤家文書』E1-6-16-8）。
- 30) 前掲（23）。
- 31) 『酔蚓筆芥』6（『遠藤家文書』E1-7-35-6）。
- 32) 前掲（5）北原諸書および植村善博「明治18年の大坂水害の被害と記録写真」（『佛教大学歴史学部論集』6、2016年）。
- 33) 『酔蚓筆芥』5（『遠藤家文書』E1-7-35-5）。
- 34) 前掲（6）天野著書、27頁。
- 35) 「遠藤家文書」E1-2-2-3-11。
- 36) 当該期におけるメディア史については、有山輝雄『近代日本メディア史Ⅰ 1868-1918』（吉川弘文館、2023年）による。
- 37) 明治29年「酔蚓自著書目調契約書」（『遠藤家文書』E1-2-44-5）。

【表2】酔蟥筆芥収録内容

	資料番号	表 題	内 容
1	E1-7-35-1	明治廿四年十月廿八日以后震災彙報	明治24年濃尾地震
2	E1-7-35-2	三陸海嘯仙台彙報	明治29年三陸地震
		被害地巡見記 特派視察員 石田三郎	明治29年三陸地震
3	E1-7-35-3	神道黒住派之紛議	神道における黒住教派の存在について
		西班牙之大洪水	明治24年スペインでの洪水について
		新船進水式之惨況	明治23年大阪における新造船の転覆
		新架渡橋式変況	明治24年滋賀県愛智川に架設の橋潰落
		明治二十四年十月二十八日 諸国大地震	明治24年各地の地震被害
		軽気球一村ヲ全焼ス	明治24年米沢市興譲高等尋常小学校での事故
		支那艦隊	明治17年～清仏戦争
		日本帝国市町現住人口	明治23年
		宮城監獄囚徒現存数	明治24年
		世界各国新聞紙統計	
		宮城県庁文書収受発遣数	明治24年
		明治廿六年五月 新潟県新井町大火	明治26年新潟大火
		明治二十六年 武州八王子大火	明治26年八王子大火
		東京築地本願寺焼亡始末	明治26年9月7日本願寺火災
		埼玉県川越町之大火	明治26年3月18日の火災
		東京神田和泉町大火	明治26年3月28日の火災
		佐賀県之暴行	明治25年3月消防組の炭山工夫への暴行事件について
		高知県下暴動	明治25年3月13日自由党の暴動
		大分県竹田之闘争	明治25年3月8日竹田町での闘争事件
		秋田県村民激闘	明治25年9月6日
		東京豪商栄太楼舖細田安兵衛斃命始末	明治26年暴行事件
		燧灘漁場紛擾顛末 明治二十六年	明治26年暴行事件
		明治二十六年八月 岐阜県之洪水	明治26年8月岐阜洪水
		静岡県下ノ水害	明治26年8月静岡洪水
		洪水余聞	明治26年岐阜洪水
		明治廿六年十月 諸県洪水	明治26年
		昭代之大賊	明治13年三池集治監脱獄犯の顛末について
4	E1-7-35-4	明治廿五年各地大火彙報	明治25年3月東京大火
		府県ノ火災	明治25年各地の火災
		明治二十五年各地洪水彙報	明治25年全国各地の洪水
		伊藤総理大臣墜車大負傷	明治25年伊藤博文転倒事故の顛末
		河野・大隈 両邸爆裂弾	明治25年河野敏謙・大隈重信邸届けられた爆発物について
5	E1-7-35-5	海嘯地巡見記 日報社特派員 佐伯安	明治29年三陸地震
		板垣内相海嘯被害地巡視	明治29年三陸地震
		池田通信事務官興日報社員之談話	明治29年三陸地震
		各地震災彙報	so
		(東北各地の被害状況収集)	明治29年三陸地震
6	E1-7-35-6	壬難彙報 大阪府	明治18年6月洪水 ※『静山漫録』62①を編集
7	E1-7-35-7	明治二十九年各地河川之出水彙報	明治29年北陸地域水害

	資料番号	表 題	内 容
7		風水害彙報	明治29年全国各地の風水害
		水害地巡見記 特派社員遠藤速太	明治29年水害
		九月九日已来各地至大出水続々報	明治29年各地の水害
8	E1-7-35-8	岩手県	明治29年三陸地震
		海嘯電報 附諸県報告	明治29年三陸地震
		青森県	明治29年三陸地震
		被害統計 六月廿二日迄ノ調査	明治29年三陸地震
		彙報	明治29年三陸地震
		宮城県管内海嘯被害調査概表 六月廿一日宮城県海嘯臨時部調査	明治29年三陸地震
		青森県派遣日本赤十字社救護員第一回海嘯報告	明治29年三陸地震
		宮城県海嘯被害調査概表 六月廿三日調	明治29年三陸地震
		(地震・津波被害状況彙報)	明治29年三陸地震
		(漢詩)	明治29年三陸地震
9	E1-7-35-9	海嘯実記	明治29年三陸地震
		海嘯惨記	明治29年三陸地震
		惨害余録	明治29年三陸地震
		惨害余録逸事	明治29年三陸地震
		海嘯惨記総叙	明治29年三陸地震
10	E1-7-35-10	七月二十日已後各地出水彙報	明治29年各地の水害記事
		各地出水彙報八月掲載之部	明治29年各地の水害記事
		東京府下出水余聞	明治29年各地の水害記事
		(明治29年9月、大津町出水に関する記事)	明治29年各地の水害記事
11	E4-62	先哲逸事	
		回向院之波瀾 回向院之由来	
		栃木県下之雹害	明治29年雷雹
		(関東各都県の雹害)	明治30年
		(諸県風災)	明治29年
		極北奇談	千島の獣について
		穴居物語	千島探検録
12	E4-63	三陸海嘯奇変彙報	明治29年
13	E4-64	(明治24年濃尾地震の状況について)	明治24年濃尾地震
		震災余聞	明治24年濃尾地震
		大地震年表	明治24年濃尾地震
		震災実視記	明治24年濃尾地震
		鳴動之原因	明治24年濃尾地震
		地震前知如何	明治24年濃尾地震
		地震談	明治24年濃尾地震
		学術上ノ調査	明治24年濃尾地震
		今回地震ノ元因	明治24年濃尾地震
		日本ノ地盤	明治24年濃尾地震
		日本ノ地質ト地震学	明治24年濃尾地震
		地震ト対物トノ関係	明治24年濃尾地震

	資料番号	表 題	内 容
13		地震ノ速度	明治24年濃尾地震
		今回地震ノ性質	明治24年濃尾地震
		今回ノ地震カ地震学上ニ及ホスヘキ影響	明治24年濃尾地震
		地震ニ関スル奇聞	明治24年濃尾地震
		古来大地震	明治24年濃尾地震
		赤子土巾ヨリ生	明治24年濃尾地震
		ネーブルスノ地震	明治24年濃尾地震
		マニラ地震ノ電報	明治24年濃尾地震
		テタ嶋ノ悲惨	明治24年濃尾地震
		テタ嶋震後ノ惨況	明治24年濃尾地震
		カラワカス大震	明治24年濃尾地震
		人間ノ弱点	明治24年濃尾地震
		学者も猶迷信ヲ抱ク	明治24年濃尾地震
		狂吏ノ一言馬車後援ニ簇ル	明治24年濃尾地震
		世界ノ終極	明治24年濃尾地震
		神靈納受	明治24年濃尾地震
		地震ハ災変ノ兆也	明治24年濃尾地震
		印度人ノ迷信	明治24年濃尾地震
		地震ト鰻	明治24年濃尾地震
		地震カ人心ニ及ホス影響	明治24年濃尾地震
		地震ト美術	明治24年濃尾地震
		地震ト文明	明治24年濃尾地震
		地震ト日本人ノ氣質	明治24年濃尾地震
		験震法	明治24年濃尾地震
14	E4-66	(奥羽戊辰戦争の記録写し)	
		(長州征伐等について)	
		(慶応元年仙台藩内の政争について)	
15	E4-69	(明治三陸津波について)	明治29年三陸地震
16	E4-70	尾州丹羽郡稲木庄犬山城主次第	
		熱田太神宮就于御迂宮祝師詔之次第	
		(宝永6年徳川家宣昇進について)	
		(各地神社関係記録)	
17	E4-71	明治二十三年八月以来大水災	明治23年～各地での水害
		備荒米強奪	宮城県登米郡における水害を契機とした騒動
		諸国暴風雨	明治24年各地での水害
18	E4-75	明治二十四年 露国太子来遊彙報	明治24年大津事件
		露国儲主負傷始末	明治24年大津事件
19	E4-77	(「宮相事件」について、宮内大臣土方久元の処分について)	明治27～29年頃
20	E4-79	明治二十九年七月 諸府県洪水彙報 附誤訳	明治29年三陸地震
		明治三十年諸府県洪水彙報 八月乃至九月	明治30年各地での水害
21	E4-80	君子交	
		蘆東山之事実 大月平泉	

	資料番号	表 題	内 容
21		睡余漫筆	
		蝦北探検之祖	
		(独嚙囊語及万雄雜記抜粋)	「明治二十五年九月登米郡登米町如山楼上ニ於テ抄録了」
		(蒲生君平遺文)	
22	E4-81	空世貝 啻血子	
		三半嶋歴訪記 中村誼太郎	
		嚙害地現況	明治29年三陸地震
		海嚙被害地状況報告	明治29年三陸地震
		明治廿九年板垣内相京坂地方巡回概況並海吹被害へ出 発ノ現状	明治29年三陸地震
		板垣内相被害巡視状況	明治29年三陸地震
		(被害状況集)	明治29年三陸地震